

ニセコ町幼児センター太陽光発電設備等導入事業 仕様書

1. 事業名

ニセコ町幼児センター太陽光発電設備等導入事業（設計・施工一括発注）

2. 事業の目的

ニセコ町幼児センターに太陽光発電設備等を導入し、公共施設における二酸化炭素排出量の削減を図ると同時に災害時の電力確保を目的とする。

3. 設置予定場所

ニセコ町幼児センター（北海道虻田郡ニセコ町字富士見 17 番地）
別紙「設置予定場所」参照

4. 履行期間

契約日から令和 9 年（2027 年）2 月 1 2 日（金）

5. 事業内容

ニセコ町幼児センターへの太陽光発電設備等導入に係る設計、設置工事及び監理

※設備容量検討を含む

※付帯設備（パワーコンディショナ、エネルギーマネジメントシステム、蓄電池等）を含む

※基礎情報届出及び使用前自己確認届出に関わる各種試験、事務処理を含む

※冬期施工は除排雪を考慮すること

（1）本事業に関する基本条件

①太陽光パネルの設置予定場所については、ニセコ町幼児センター北側に位置するスペースとし（別紙「設置予定場所」参照）、形状については、垂直型（両面）とする。

②事業者は、契約後速やかに対象施設の現地調査を行った上で、設計（施工検討）を行うこと。

③太陽光発電設備の容量は、施設運用に支障を生じない範囲で最大とする。

④事業者は太陽光発電設備により発電した電力について、蓄電池を併用することで発電した電力を最大限自家消費できるように努める。

⑤設計（施工検討）においては、長期荷重、地震力、風圧力、積雪、台風等のその他外力に対しての耐久性を考慮した提案を行うこと。

⑥本町の電気主任技術者との調整等を十分に行うこと。

⑦使用機器提案書、施工検討の報告（施工検討報告書）、作業計画書及び試験計画書（もしくは試験計画書と同等のものとする）を作成し、本町の承諾を受けること。

- ⑧対象施設内での作業の具体的な日程調整を行うこと。
- ⑨設備等の設置時に、敷地内の樹木によって設備上に日陰が生じ、発電に影響する場合や設置工事に影響する場合は、本町の許可を得た上で、事業者の負担にて樹木の伐採、剪定及び処分等を行うこと。
- ⑩対象施設内での作業において、可能な作業は事前に実施し、時間短縮に努めること。
- ⑪設置工事は対象施設に停電が発生しない方法を優先すること。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール等）を作成し、本町担当者、施設担当者と事前協議を行うこと。
※停電作業が必要な場合には、対象施設の休園日に行うこと。
- ⑫設置工事については、作業計画書に従って監理業務を行い、作業の進捗状況について毎月初めに本町担当者へ書面報告をすること。
- ⑬作業後の正常性確認については、事前に本町担当者と協議をした上、作成した試験計画書（もしくは試験計画書と同等のものとする）に基づき確認を行うこと。
- ⑭作業完了後に完成図書を作成し、本町へ提出すること。提出後に本町の確認を受けること。
- ⑮対象施設の本町確認が完了した段階で当該事業の完了とする。事業完了後に本町の検査を受けること。
- ⑯太陽光発電設備の設置後の発電電力量や異常情報等については、インターネット上のシステム等でデータの確認・出力・記録・見える化ができるような仕組みにすること。
- ⑰本事業で設置する設備等（配線を含む）は、保守点検が容易で、故障箇所やシステムの状態が判断しやすい構造とすること。
- ⑱事業者は本町及び施設管理に関わる事業者への説明業務（工事・運営に関する内容説明、設備等設置後の平時・非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。内容等については本町と協議の上で決定する。

（２）設計、設置工事及び監理に関する基本条件

- ①設計前に現地調査を行う場合は、本町担当者と事前調整をすること。
- ②太陽光パネルの設置位置については、荷重等の安全性を確認するとともに、施設利用者の安全性の確保及び近隣への影響も考慮して検討した上で、必要な電気設備等設置工事の詳細設計を行うこと。
- ③太陽光パネルの設置位置については、草刈り、除雪への対応を調整した上で、設計を行うこと。
- ④使用機器提案書、施工検討の報告（施工検討報告書）、作業計画書及び試験計画書（もしくは試験計画書と同等のものとする）を作成し、本町の承諾を受けること。
- ⑤太陽光パネル、パワーコンディショナ、エネルギーマネジメントシステム、蓄電池等については、構造チェックの上、詳細設計を行なうこと。
- ⑥パワーコンディショナ、エネルギーマネジメントシステム、蓄電池等の付帯設備については、対象施設や設置する太陽光パネルに適した仕様や使用方法とする。

- ⑦電気設備等に係る配線ルートについては、対象施設の保安上・管理上支障がないルートを選定すること。
- ⑧実施設計の内容については、本町担当者と打ち合わせを十分に行い、町の承諾を得ること。
設置工事及び監理は、町の承諾を得た実施設計に基づき行うこと。
- ⑨本事業で設置する電気設備等について、運用開始後に不具合等が発生した場合、本町担当者でも不具合原因を検知できるようにすること。
- ⑩太陽光発電設備は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）の最新版によること。
- ⑪太陽光発電設備等設置に係る材料、工事にあたっては、電気事業法、建築基準法、廃棄物及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守すること。
- ⑫太陽光パネルは、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）による太陽光モジュールの性能にすべて該当するほか、同仕様書の規格によること。
- ⑬太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第 39 条及び JIS C8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- ⑭太陽光発電設備は J E T 認証を取得したものであること、または相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- ⑮設備機器及び配管等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）により行うもの。
- ⑯日影、反射光、輻射熱、騒音及び電波障害による周辺への影響について、十分配慮した設置工事を行うとともに、影響が懸念される場合には対策を施すこと。特に反射光、騒音については、太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和 2 年 3 月環境省）を参考とすること。また、太陽光発電設備等設置に伴い地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合には、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- ⑰安全管理について、本町担当者、施設担当者及び近隣住民との調整等を十分に行い、作業計画書に反映させること。安全確保に必要な措置については、事業者の負担にて行うこと。また、作業に伴い発生した対象施設に対する不具合や事故についても、事業者の負担にて行うこと。
- ⑱施設担当者及び幼児センター職員への事前連絡を行い、スケジュールや影響内容を説明した上で、乳幼児や保護者へ配慮した工事時間、騒音対策にて実施すること。
- ⑲資材の搬入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に本町担当者及び施設担当者と調整の上、作業計画書に反映させること。
- ⑳設置工事にあたり必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務、監理及びその他関連業務、電気主任技術者の立ち合いなど、事業者の責において実施すること。費用負担についても事業者の負担にて行うこととする。

（３）完成図書

事業完了後に以下の書類等を作成し、本町に提出するものとする。

完成図書（紙媒体及び CD で各 1 部提出）

- ・絶縁測定結果及び試験成績表
- ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ・産業廃棄物運搬業許可証及び産業廃棄物処分許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票の写し（電子マニフェストも可）
- ・施工写真
- ・打ち合せ記録
- ・作業月報及び作業工程表（月間）
- ・関係法令に基づく届出書の写し
- ・機器取扱説明書
- ・保証書
- ・資材納品書類
- ・施工体制表及び連絡体制表
- ・施工図（JW-CAD データ及び PDF データ）
- ・完成図（JW-CAD データ及び PDF データ） ※単線結線図も含む

6. その他の事項

- （1）ニセコ町まちづくり基本条例、その他法令等に反するような業務内容とならないように注意すること。
- （2）この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。
- （3）担当課係

ニセコ町企画環境課経営企画係

〒048-1595 虻田郡ニセコ町字富士見 55 番地

電話 0136-56-8837

メールアドレス kikaku@town.niseko.lg.jp